

規制シート(様式)

(別紙1)

120195103198003

平成27年5月11日

規制の名称	外国人の就労に関わるビザの発行スピード改善について	所管府省	法務省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条の2, 別表第一, 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2, 別表第三, 別記第6号の3様式	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	入国管理局総務課企画室 室長 根岸 功
規制目的	在留資格変更許可申請, 在留資格認定証明書交付申請等に対し, 審査を行うために一定の期間を必要としているもの。		
規制内容の概要	在留資格変更許可申請については2週間~1か月, 在留資格認定証明書交付申請については1か月~3か月を標準処理期間としている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	在留資格変更許可申請については2週間~1か月, 在留資格認定証明書交付申請については1か月~3か月を標準処理期間として当省のホームページで公表しており, 特別な対応を要するものを除き, 当該期間内の処理に努めている。また, 在留資格変更申請については, 「在留資格の変更, 在留期間の更新許可のガイドライン」を当省のホームページで公表し, 審査に当たって考慮する事項を具体的に示している。 さらに, 「企業内転勤」「研究」「技術・人文知識・国際業務」等の就労活動に係る在留資格に関しては, 企業をカテゴリー1からカテゴリー4に分類し, 上場企業など一定の要件を満たす企業において就労する外国人からの申請について, 提出資料を大幅に簡素化する等の措置を講じるなど, 迅速処理に努めている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—